

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月15日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第1号

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年亀山市規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の部一の項中「短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同部二の項中「短期大学の卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。